

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大野町長 宇佐美 晃三

市町村名 (市町村コード)	岐阜県大野町 (21403)
地域名 (地域内農業集落名)	大野・豊木・富秋・西郡地区 (黒野、六里、相羽、下方、麻生、野、西方、桜大門、大野、稲富、古川、寺内、上秋、稲畑、牛洞、松山、瀬古、中之元)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>本地区は町の中部から北部に位置し、農業経営体数は59経営体となっており、法人を除く半数以上が60歳代以上であり、若年層の経営体が不足している。また、農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されるため、将来を見据えた担い手の確保や後継者の育成が必要である。現在は、担い手を中心に水田の農地集積が進んでいるが、法人のオペレーター不足や高齢化が課題となっており、今後は、農地を集約化することにより農作業の効率化を図る必要がある。</p> <p>また畑地については、柿畑の部分について集積・集約が進んでいない。近年柿農家の減少が著しく、柿農家の確保・育成が喫緊の課題である。他の畑地についても、担い手・後継者不足により農地の遊休農地化が進んでいるため、農地を利用していく仕組みの構築が必要である。山間部付近の農地については、シカ、イノシシ、サル等、柿畑についてはカラスによる農作物への被害があり、農業生産意欲の低下の要因になっている。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業経営体:47人(うち60歳代以下18人) 団体経営体(法人・集落営農組織等):12経営体 主な作物:水稲、麦、大豆、露地野菜、施設野菜、柿、蕎麦、イチゴ、花き、バラ苗、ブドウ</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稲、麦、大豆を主要作物とし、環境に配慮した栽培の取組みを段階的に進め、担い手を中核として農地中間管理機構を活用した農用地の集積・集約化を進め、持続的な農業経営を行っていく。さらに圃場の大区画化やスマート農業の導入を図ることで、農作業の効率化を図り、収益性の高い農業経営を目指す。遊休農地化が見込まれる山間地の畑地については、ワイン用のブドウの生産を中心に集積・集約化を推進する。また、大野町の特産品である柿については、維持・継続していくために地域全体で農地を利用していく仕組みの整備を進める。</p> <p>遊休農地化している農地について、耕作が見込める遊休農地を補助制度の活用により解消し、担い手への集積を行うことで遊休農地の減少を目指す。</p> <p>温暖化が進む中、今の作物の高温耐性品種の導入検討を行う。 後継者不足の解消を図るため、地域内外からの新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	616 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	616 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の意向により、個別に担い手に農地が貸付され、集約化が進んでいないため、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、集約化を進める。また、新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、担い手の効率的な営農につながる農地の集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良区、地域の要望を受け、農業の生産効率の向上等を図るため、更地方地区において用水パイプラインの基盤整備事業を進めている。現在は、黒野東地区から上秋地区で事業が進められており、将来的には古川・寺内地区及び稲富地区で実施予定である。また、農地の維持、農作業の高効率化を図るため、用排水路整備の基盤整備事業を進めている。現在は、黒野地区・牛洞地区・中之元地区で事業が進められている。将来的には野地区及び牛洞・松山地区で暗渠排水・区画拡大事業の実施を計画している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保のため、町・県・JA等の関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業がある場合は活用を検討する。繁忙期における人員不足については、農福連携による農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①柿畑へのカラスの被害が多く、鳥獣協議会でカラス檻の設置をして捕獲を行っている。また山間部付近の農地については、シカ、イノシシ、サル等の被害が多く、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施している。これらの事業は補助金等を活用し、今後も継続して実施していく。
- ②環境へ配慮した減農薬栽培を推進する。また、地域内で有機農業に取り組む農業者と連携し、有機農業の普及を推進する。
- ③圃場の大区画化を図り、スマート農業を推進することにより、作業効率の向上や省力化を図り、経営規模拡大を進める。
- ⑤特産品である柿の栽培を継続的に行っていくために、今後、各種補助制度の幅広い活用ができるよう各関係機関とも連携を強め、支援の強化を図る。また、寺内地区でワイン用のブドウの栽培が行われており、今後は生産拡大を図る。
- ⑦遊休農地の発生防止・解消を目指し、町・農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となって農地パトロールや遊休農地の所有者に農地の活用を働きかける活動等の保全活動を行う。また、多面的機能支払交付金を活用し、集落内の農用地、農道及び水路等の施設の保全管理を地域一体で実施していく。